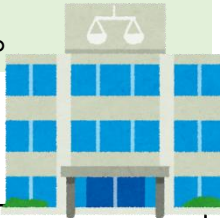


● 事案の概要

日本尊厳死協会が内閣総理大臣に対し、公益認定申請をしたところ、「同協会の事業のうち、リビング・ウィル(宣言書)の登録管理事業を公益目的事業として認めると、医師に不利益を与える可能性がある」との理由で不認定処分を受けた。

なお、内閣総理大臣は、不認定処分にあたり、内閣府公益認定等委員会に諮問し、不認定の答申を受け、同処分を行った。

本件は、日本尊厳死協会(原告)が国に対し、この不認定処分の取消を求めた事案である。



● 裁判所の判断【東京地裁平成31年1月18日判決】 →不認定処分を取り消す。

原告の登録管理事業は、公益目的事業に該当する。よって、内閣総理大臣がした処分はその前提を誤ったものとして違法であり、取消を免れない。

【理由】

- 原告の登録管理事業は、普及啓発事業、調査研究・提言事業と相まって、受益の効果が社会全体に及ぶことを積極的に意図している。
- 本件登録管理事業の内容や手段は、事業目的(リビング・ウィルの普及・啓発により終末期医療における患者の医療の選択の権利を守る)を実現するために適切なものである(満15歳以上で意思表示能力があれば誰でも会員となれ、実際に会員の数も11万人以上に及ぶ。宣言書改定に専門家が関与する等質も確保され、その結果、広く世の中で受け入れられている)。
- また、同事業を公益目的事業と認めたとしても、医師に対し、「内閣総理大臣が同事業を不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであると認定した」との認識を与えるものにすぎず、それを超えて、国が延命治療の中止等について特定の立場を支持している等ということの意味するものではない。よって、医師等に何らかの悪影響や法的な不利益を与えることもない。